

個人情報ファイル簿（単票）

【医療サービス課】

個人情報ファイルの名称	病院総合情報システムファイル	
行政機関等の名称	伊勢崎市病院事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経営企画部医療サービス課	
個人情報ファイルの利用目的	病院総合情報システムに診療録として記録及び保存し、医療サービスの提供、症例研究等のために利用する	
記録項目	1 患者ID、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 家族状況、6 血液型、7 国籍、8 住所、9 電話番号、10 勤務先、11 保険情報、12 病名、13 身体状況、14 障害状況、15 感染情報、16 禁忌情報、17 アレルギー、18 主訴情報、19 診療内容、20 治療内容、21 手術情報、22 看護記録、23 検査結果、24 画像診断情報、25 検診結果、26 特定健診等情報、27 薬剤情報、28 説明・同意情報	
記録範囲	患者、検診受診者等及びその家族、代理人等	
記録情報の収集方法	患者、検診受診者等及びその家族、代理人等、医療機関、介護事業者等、オンライン資格確認	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	捜査機関、医療機関、介護事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 伊勢崎市経営企画部医療サービス課	
	(所在地) 〒372-0817 伊勢崎市連取本町1 2 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和4年12月21日

個人情報ファイル簿（単票）

【医療サービス課】

個人情報ファイルの名称	診療報酬請求及び未収金等管理ファイル	
行政機関等の名称	伊勢崎市病院事業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経営企画部医療サービス課	
個人情報ファイルの利用目的	診療報酬請求事務及び未収金等の管理のために利用する	
記録項目	1 患者ID、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 電話番号、7 保険情報、8 病名、9 診療内容、10 診療報酬情報、11 請求額、12 未払額、13 公的扶助情報	
記録範囲	患者、検診受診者等及びその家族、代理人等	
記録情報の収集方法	患者、検診受診者等及びその家族、代理人等、オンライン資格確認	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 伊勢崎市経営企画部医療サービス課	
	(所在地) 〒372-0817 伊勢崎市連取本町12番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和4年12月21日